

周南市老人憩の家及び老人作業所 施設分類別計画



西部老人憩の家



久米老人憩の家



和田老人憩の家・作業所

平成31年3月

周南市

目次

第1章	本計画の目的	1
第2章	施設の設置目的	1
第3章	対象施設一覧	1
第4章	施設の状況と課題	3
第5章	施設を取り巻く状況	5
第6章	個別施設の一次評価の実施	5
第7章	今後の施設の方向性	9
第8章	計画期間	9
第9章	その他	10
	参考資料（個別施設の一次評価の検討内容）	11

第1章 本計画の目的

この計画は、周南市において設置・管理している「老人憩の家及び老人作業所」（以下、「老人憩の家」と言う。）について、現状や時代背景等も踏まえた上で、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的

老人憩の家は、国の通知（「老人憩の家の設置運営について（昭和40年4月5日社老第88号）」）に基づいて整備したもので、老人の生きがいの増進を図り、心身の健康保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することが出来るよう、休養や集会のためなどの会場として整備された施設です。

第3章 対象施設一覧

本計画の対象となる施設は次のとおりです。

	施設名	所在地	地区
1	西部老人憩の家	新宿通五丁目2番20号	今宿
2	久米老人憩の家	大字久米3021番地の6	久米
3	和田老人憩の家・老人作業所	大字米光836番地の5	和田

老人憩の家の配置は次のとおりです。

老人憩の家 配置図



第4章 施設の状況と課題

(1) 施設の状況と課題

施設の状況については以下の表のとおりです。

施設・設備の経年劣化が進み、適宜、修繕を行っています。

施設名	建築年	経過年数	延床面積	構造	備考
西部老人憩の家	S54.3	38年	119.0 m ²	RC造 平屋建	土砂災害警戒 区域
	主な構成施設		バリアフリーの状況		
	和室3室、湯沸室、便 所		未対応		

(経過年数は平成30年3月1日現在)

施設名	建築年	経過年数	延床面積	構造	備考
久米老人憩の家	S55.6	37年	119.0 m ²	RC造 平屋建	洪水浸水想定 区域 敷地内に共同 利用農機具保 管倉庫有り
	主な構成施設		バリアフリーの状況		
	和室3室、湯沸室、便 所		未対応		

(経過年数は平成30年3月1日現在)

施設名	建築年	経過年数	延床面積	構造	備考
和田老人憩の 家・老人作業所	S55.7	37年	212.7 m ²	木造 平屋建	避難所 ポンプ室（コ ンクリートブ ロック造）、ユ ニット倉庫 （鉄骨造）有
	主な構成施設		バリアフリーの状況		
	老人憩の家：和室2室、 洋室1室、調理室、浴 室2室、男女便所 老人作業所：作業所、 倉庫、便所		未対応		

(経過年数は平成30年3月1日現在)

(2) 管理状況

次の2施設は、指定管理者制度を導入しており、近隣の施設に事務局を置き、企画調整事務、管理事務等を行っています。

施設名	指定管理者	現指定管理期間
西部老人憩の家	西部老人憩の家運営委員会	H29.4.1～H34.3.31
久米老人憩の家	久米老人憩の家運営委員会	H29.4.1～H34.3.31

和田老人憩の家・老人作業所は市直営の施設です。

(3) 提供しているサービスの状況と課題

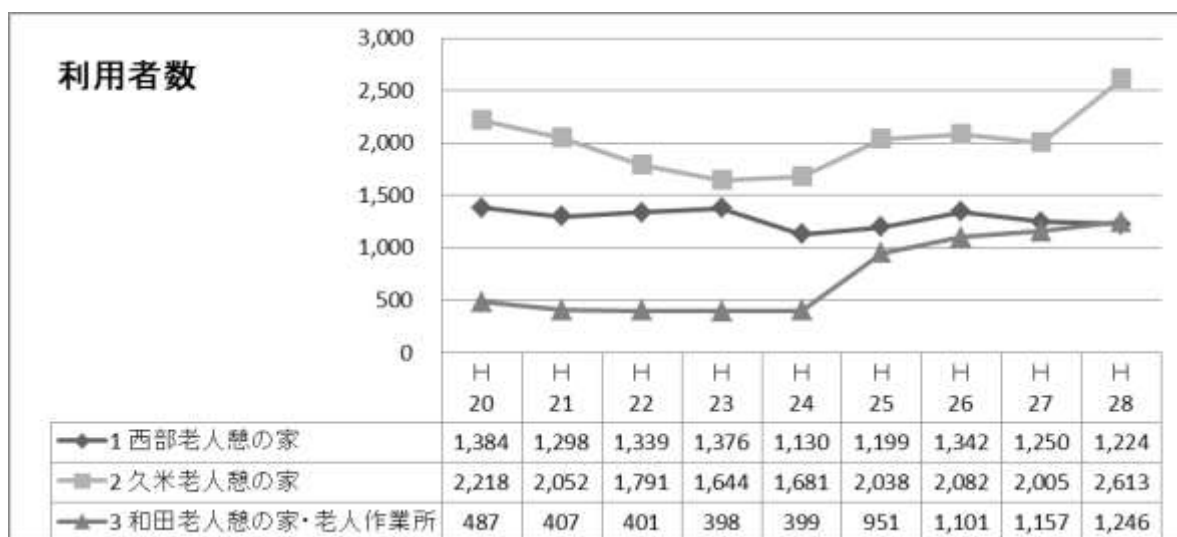
各施設とも、高齢者の自主組織による趣味やサークル活動、講座などを通じた高齢者の交流の場、社会参加等による生きがいくりの実践の場、ふれあいいきいきサロンの開催、介護予防のための住民運営の通いの場（いきいき百歳体操）の会場としての利用のほか、自治会やPTAなどの集まりの会場としてなど地域の集会所的な役割としても利用されています。

利用対象者は、基本的には市内に住むおおむね60歳以上の方となっています。

【利用者数の推移】

(単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
①西部老人憩の家					
年間延べ利用者数	1,130	1,199	1,342	1,250	1,224
1日あたり利用者数	2.6	3.3	3.7	3.4	3.4
②久米老人憩の家					
年間延べ利用者数	1,681	2,038	2,082	2,005	2,613
1日あたり利用者数	4.6	5.6	5.7	5.5	7.2
③和田老人憩の家・老人作業所					
年間延べ利用者数	399	951	1,101	1,157	1,246
1日あたり利用者数	1.1	2.6	3.0	3.2	3.4



第5章 施設を取り巻く状況

老人憩の家は、国の通知に基づいて整備したものですが、全国で施設の整備を始めてから50年以上経過しています。

また、市内の老人憩の家が設置された頃の昭和55年の高齢者数は16,000人、高齢化率は9.6%でしたが、平成27年の高齢者数は44,114人、高齢化率は30.8%（国勢調査）となっており、急速な高齢化の進展に伴い、市内で高齢者に対するサービスの質や量が変化し、介護サービス事業所等やコミュニティ施設等も新たに整備されてきています。

このような背景を踏まえ、老人憩の家のあり方を検討していく必要があります。

第6章 個別施設の一次評価の実施

ここでは、本計画の次章以降において「今後の施設の方向性」を決定するにあたり、周南市公共施設再配置計画の第7章の「アクションプラン」の『施設分類別計画』の策定において、判断材料の一つを提供するため行うこととしている「一次評価」を実施し、その結果を示すものとします。

一次評価は、定められた「機能の評価・検証シート」等を用いて施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから、機械的に結果を導き出すものであり、導き出された結果はあくまで最終的な判断・決定にあたっての材料として活用します。

(1) 今後の施設の方向性の抽出

施設で提供しているサービスに着目し、そのサービスについての今後の方向性（存続・廃止）から、施設の状況を加味して、施設の想定される方向性（選択肢）を導き出します。

この作業に使用したのは以下の「機能の評価・検証シート」です。

評価項目	検証項目
公共性	①今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。 A: 低下していない B: 低下しつつある C: 低下している
	②利用実態が設置目的に即したものとなっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的が無くなりつつある C: 設置目的に即していない
	③サービス内容が設置目的に即したものになっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的から低下している C: 設置目的に即していない
	①市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。 A: 重要性は高い B: 重要性はさほど高くない C: 重要性は低い
	②市の施策を推進する上での必要性は高いか。 A: 必要性は高い B: 必要性はさほど高くない C: 必要性は低い
	③法律等により設置が義務づけられているか。 A: 設置が義務付けられている B: 法律等で定められているが必置ではない C: 義務付けられていない
有効性	①前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。 A: 3年連続で増加 B: その他 C: 3年連続で減少 D: 非該当
	②幼稚園や保育園、入居施設など、前年度の充足率はどうか。 ※該当施設のみ回答 A: 90%以上 B: 70～89% C: 70%未満 D: 非該当
	③今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。 A: 増加の見込み B: 横ばいの見込み C: 減少の見込み D: 非該当
	①当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。 A: 広域 B: 準広域 C: 地域
	②利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (本市が保有する施設に限らず、県施設、民間施設も含む。) A: 存在しない B: 存在するが市内にはない C: 存在する
	③補助金などの代替施策で対応できるものか。(ハコモノ以外で) A: 対応不可能 B: 検討の余地あり C: 対応可能
代替性	①行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。(民営化の可能性の検討) A: 可能性はない B: 検討の余地あり C: 可能性がある
	②施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。 (指定管理者制度及び包括管理業務委託の導入の検討) A: 期待できない B: 検討の余地あり C: 期待できる
	③市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。 A: 関与する必要性が高い B: 関与する必要性はさほど高くない C: 関与する必要性は低い
効率性	①前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。 A: 3年連続で減少 B: その他 C: 3年連続で増加 D: 非該当
	②前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。 A: 低い B: 妥当 C: 高い D: 非該当
	③前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答 A: 適正(50%以上) B: 検討の余地あり(30～49%) C: 不適正(30%未満) D: 非該当

機能の評価・検証シート

1) [第1ステップ] サービスの今後の可能性の検討

施設において提供しているサービスについて、「サービス主体の適正化」「サービス水準の適正化」「サービス配置の適正化」「事業手法の適正化」という4つの視点から、その視点ごとにサービスの今後の方向性(存続・

廃止) を検討します。

2) [第2ステップ] 建物の方向性の検討

第1ステップにおいて4つの視点ごとに出されたサービスの今後の方向性(存続・廃止)に従って、それぞれの建物(施設)の方向性(選択肢)を抽出します。

各ステップの考え方を一覧にすると、以下の表のとおりです。

項目	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの今後の可能性の検討 (機能の評価・機能シートによる評価)	今後の可能性があるサービスの方向性	サービスの視点からの「建物の方向性」の検討 (機能の評価シートによる評価)	導き出された「実現の可能性のある建物の方向性」
サービス主体の適正化	<p>“市がサービスの提供を続けなければならないか?”といった視点から民間サービスによる代替性を検討</p> <p>⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代替性(民間参入の可能性) <ol style="list-style-type: none"> 1 民間化の可能性はある 2 代替性(民間参入の可能性) 3 市が自ら運営主体として関与する必要性が高い 4 公共性(必要性) 5 法律等による設置義務付けなし 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス廃止 <p>※左の項目の全てに該当する場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 有効性(互換性) 2 写棟、類似の民間施設の有存在 <p>存在しない ⇒</p> <p>存在する ⇒</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間譲渡の可能性 ◇ 廃止の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 有効性(互換性) 2 写棟、類似の他自治体施設等が存在する 	◇ サービス存続	<ul style="list-style-type: none"> 三種、類似の他自治体施設等が存在する 	◇ 共同利用の可能性
サービス水準の適正化	<p>“施設の量(数、面積)は現状のままではよいのか?”といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延べ床面積)の見直しの可能性を検討</p> <p>⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共性(公益性) <ol style="list-style-type: none"> 1 設置目的の意義が低下している 2 公共性(公益性) 3 利用実態が設置目的に即していない 4 公共性(公益性) 5 サービス内容が設置目的に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス廃止 <p>※左の項目のうち1項目でも該当する場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 建物の老朽度 <p>建築から30年以上経過 ⇒</p> <p>建築から30年未満の施設</p> ◇ 有効性(互換性) ① 利用圏域 <p>地域以外 ⇒</p> <p>地域 ⇒</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃止の可能性 ◇ 転用の可能性 ◇ 地域譲渡の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 有効性(利用度) ① 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性(利用度) ② 今後の利用者数が減少見込み ◇ 有効性(互換性) 2 写棟、類似の市施設が存在 	◇ サービス存続	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 統合による施設数の削減 <p>統合が可能で施設が周辺にある ⇒</p> <p>統合が可能で施設が周辺にない ⇒</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 統合の可能性 ◇ 継続利用(規模縮小)の可能性
サービス配置の適正化	<p>“サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか?”といった視点から、サービス提供に資する建物の機能の削減の可能性を検討</p> <p>⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス集約のメリットを定性的に評価 <ul style="list-style-type: none"> ・複合化(集約化)の検討 	◇ サービス存続	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 建物の老朽度 <p>建築から30年以上経過 ⇒</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 複合化(集約化)の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 個別施設のサービス内容を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率 ◇ 有効性(利用度) <ol style="list-style-type: none"> 1 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性(利用度) ③ 今後の利用者数が減少見込み 	◇ サービス存続	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 複合化(共用化)の可能性 ◇ 多目的化の可能性
事業手法の適正化	<p>“サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか?”といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討</p> <p>⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 代替性(民間参入の可能性) <ol style="list-style-type: none"> 2 民間事業者のノウハウの活用が期待できる ◇ 効率性(コスト) <ol style="list-style-type: none"> 1 過去3年間のコストが増加 ◇ 効率性(コスト) <ol style="list-style-type: none"> 2 利用者1人当たりのコストが高い ◇ 効率性(コスト) <ol style="list-style-type: none"> 3 受益者負担の割合が妥当ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス存続 <p>※民間事業者のノウハウの活用が期待でき、かつ効率性(コスト)は左の項目のどれか1つが該当する場合</p> <p>※受益者負担の割合の妥当性が低い場合</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間活力の拡大(指定管理、PFI・PPP)の可能性 ◇ 受益者負担の見直しの可能性

各ステップでの考え方

最終的に導き出される施設の方向性とその内容は下の一覧のとおりです。

取組み方策の種類		内容
サービスについての今後の方向性	施設の状態を加味した、施設の想定される方向性(選択肢)	
存続	「A: 統廃合」	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
	「B: 複合化(集約化)」	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
	「C: 複合化(共用化)」	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
	「D: 多目的化」	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
	「E: 継続利用(現状維持)」	現状維持のまま継続的に利用します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「F: 継続利用(規模縮小)」	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「G: 共同利用」	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	「H: 廃止」	施設を廃止します。
	「I: 転用」	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
	「J: 民間譲渡」	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
	「K: 地域移譲」	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

導き出される施設の方向性とその内容

(2) 「優先的に検討すべき事由」

次に、施設分類内における個々の施設において、安全対策又は再配置などの検討を優先的に行う施設を機械的に抽出しました。

ここでは、経過年数に着目し、

- ア 建築後 50 年以上の施設は、優先度が高い「A」
- イ 建築後 30 年以上 50 年未満の施設は、優先度が中程度の「B」
- ウ 建築後 30 年未満の施設については、優先度が低い「C」としました。

(1) (2)を踏まえ、個別施設の一次評価をまとめたものは次のとおりです。

施設名	経過年数	今後検討をすべき建物の方向性	取組の優先度
西部老人憩の家	38年	「B：複合化（集約化）」 「C：複合化（共用化）」	B
久米老人憩の家	37年	「B：複合化（集約化）」 「C：複合化（共用化）」	B
和田老人憩の家・老人作業所	37年	「B：複合化（集約化）」 「C：複合化（共用化）」	B

なお、一次評価結果に至るまでの検討内容については、「参考資料」として最後に添付します。

第7章 今後の施設の方向性

老人憩の家の1日当たりの利用者は、平成28年度において3.4人～7.2人で、非常に少ない状況にあります。稼働率も12.1%～29.4%となっています。老人憩の家の使用対象者には60歳以上の方という制限がありますが、老人憩の家で活動する団体は主に趣味・レクリエーションの団体であり、公民館やコミュニティ施設での活動と重複しています。

一方、近年では、介護予防に係る住民主体の「通いの場」としての活用が進み、久米老人憩の家、和田老人憩の家・老人作業所では前年度より利用者が増加しています。

介護予防に係る住民主体の「通いの場」の創出は、高齢者の自立支援や重度化防止に非常に効果があることから、第7期介護保険事業計画でも重要な取り組みとして位置づけています。

このような状況から、老人憩の家については当面継続利用としますが、介護予防に係る住民主体の「通いの場」としての活用を拡大するとともに、60歳以上の方に限らず、地域で利用できる施設とすることを検討します。

また、老人憩の家、あるいは機能が類似している近隣の公民館やコミュニティ施設の老朽化等に伴う建替時や大規模修繕が必要な場合には、機能を集約することを検討します。

第8章 計画期間

本計画の計画期間は平成34年度までとします。

第9章 その他

施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて、本計画を見直すことができることとします。

参考資料（個別施設の一次評価の検討内容）

（1）評価検証結果一覧

番号	施設名	所在地	建設年	経過年数	延床面積 (㎡)	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	公共性 必需性 ①	公共性 必需性 ②	公共性 必需性 ③
						今日的な視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなっているか。	サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。	市民の安心・安全の 確保など、 市民生活を営む 上での重要性は 高いか。	市の施策を 推進する上での 必要性は高いか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。
1	西部老人憩の家	今宿	1979年3月	38	119	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	重要性はさほど高くない	必要性はさほど高くない	義務付けられていない
2	久米老人憩の家	久米	1980年6月	37	119	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	重要性はさほど高くない	必要性はさほど高くない	義務付けられていない
3	和田老人憩の家・作業所	和田	1980年6月	37	212.73	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	重要性はさほど高くない	必要性はさほど高くない	義務付けられていない

番号	施設名	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ②	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ①	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	代替性 民間参入の可能性 ①	代替性 民間参入の可能性 ②	代替性 民間参入の可能性 ③	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	効率性 コスト ③
		前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	幼稚園や保育園、 入居施設など、 前年度の充足率は どうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。	利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。	補助金などの 代替策で 対応できる ものか。	行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	施設運営に 民間事業者等の ノウハウの活用が 期待できるか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	前年度の 収入と支出の 状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。
1	西部老人憩の家	その他	非該当	横ばいの見込み	地域	存在する	対応不可能	可能性はない	期待できる	関与する必要性はさほど高くない	その他	非該当	非該当
2	久米老人憩の家	その他	非該当	横ばいの見込み	地域	存在する	対応不可能	可能性はない	期待できる	関与する必要性はさほど高くない	その他	非該当	非該当
3	和田老人憩の家・作業所	3年連続で増加	非該当	横ばいの見込み	地域	存在する	対応不可能	可能性はない	期待できる	関与する必要性はさほど高くない	3年連続で減少	非該当	非該当

(2) 一次評価結果一覧

項番	施設名	所在地	経過年数	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化											
				(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する圏外の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている						
				代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	対象施設	補助金などの 代替策で 対応できる ものか。	評価結果	公共性 公益 ①	公共性 公益 ②	公共性 公益 ③	建築 経過年数	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②			評価結果
				行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)				市有 or 他官公庁 or 民間	今日の視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなっているか。		サービス内容が 設置目的に 即したものであるか。		当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、 民間施設も 含む。)	市有 or 他自治体 or 民間	
1	西部老人憩の家	今宿	38	119.00	可能性はない	関与する必要はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有	存在する	市有	今宿公民館、今宿公民館西松原分館、尚白園、御山集会所	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	38	地域		その他	横ばいの見込み	存在する	市有	今宿公民館、今宿公民館西松原分館、尚白園、御山集会所
2	久米老人憩の家	久米	37	119.00	可能性はない	関与する必要はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有	存在する	市有	久米公民館、東福祉館、平井集会所	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	37	地域		その他	横ばいの見込み	存在する	市有	久米公民館、東福祉館、平井集会所
3	和田老人憩の家・作業所	和田	37	212.73	可能性はない	関与する必要はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有	存在する	市有	和田公民館、高瀬集会所、馬神集会所	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	37	地域		3年連続で増加	横ばいの見込み	存在する	市有	和田公民館、高瀬集会所、馬神集会所

項番	施設名	所在地	経過年数	(3)サービス配置の適正化										(4)事業手法の適正化										検討結果一覧表										一次評価結果		
				(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれる、など)					(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している					(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					A: 統廃合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 共同利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡		K: 地域移譲	受益者負担の見直し
				サービス集約のメリット(メリットあり or 空欄)	建築経過年数	評価結果	同地域内で、施設分類が異なる同様のサービスを提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過年数	評価結果	前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	有効性利用度①	有効性利用度③	延床面積(m ²)	建築経過年数	評価結果	施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	効率的コスト①	効率的コスト②	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果	評価結果	A	B	C	D	E	F	G	H	I		J	K
				1	西部老人憩の家	今宿	38	119.00	メリットあり	38	○ B: 複合化(集約化)	○	29.4%	38	○ C: 複合化(共用化)	その他	横ばいの見込み	119	38		期待できる	その他	非該当		非該当											
2	久米老人憩の家	久米	37	119.00	メリットあり	37	○ B: 複合化(集約化)	○	25.5%	37	○ C: 複合化(共用化)	その他	横ばいの見込み	119	37		期待できる	その他	非該当		非該当												「複合化(集約化)」 「複合化(共用化)」			
3	和田老人憩の家・作業所	和田	37	212.73	メリットあり	37	○ B: 複合化(集約化)	○	12.1%	37	○ C: 複合化(共用化)	3年連続で増加	横ばいの見込み	213	37		期待できる	3年連続で減少	非該当		非該当												「複合化(集約化)」 「複合化(共用化)」			

周南市老人憩の家及び老人作業所
施設分類別計画

平成 31 年 3 月

周南市福祉医療部高齢者支援課

〒745-8655

周南市岐山通 1 丁目 1 番地

TEL (0834) 22-8461

メール koreishien@city.shunan.lg.jp